

広報

# おやまざき

2

2022(令和4)年



1月10日(日・祝)、大山崎町体育館にて第69回成人式を開催し、大人としての一歩を踏み出す162人の新成人の門出を祝いました。



## 今月の主な内容

- |                              |     |
|------------------------------|-----|
| ■第69回大山崎町成人式                 | P 2 |
| ■今年の確定申告はe-Taxで!!            | P 4 |
| ■住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内    | P 7 |
| ■地域の子育て助け合い<br>ファミサポを利用しませんか | P10 |
| ■岩崎運動広場リニューアルオープン            | P11 |
| ■新型コロナワクチン3回目接種が始まります        | P12 |

vol.651

<http://www.town.oyamazaki.kyoto.jp>



## 手作りの成人を祝う会

同日、長岡京市中央公民館で二市一町在住の障がい者を対象とした「手作りの成人を祝う会」が開かれました。新成人は保護者や福祉施設職員など、たくさんの出席者に「おめでとう」と声をかけられ、笑顔あふれる会となりました。



### Q. 何のお仕事をされていますか？

—バイクの修理・販売です。今は整備士免許の取得に向けて勉強中です。

### Q. なぜこの仕事を選ばれたのですか？

—もともとは車が好きでしたが、高校の修学旅行で、ある資料館を訪れた際、バイクに興味を持ったのが最初のきっかけです。

### Q. 10年後の自分は？

—レースチームのメカニック担当として所属したいです。もしくは自分の店を持つたいなと思います。

### Q. 大山崎町で生まれ育った片尾さん。町のいいところは？

—田舎すぎず、都会すぎず。ちょうどいいですね。坂道が多いので、バイクには優しくないですが(笑)

ありがとうございました！夢に向かって羽ばたいてください！

## 新成人 インタビュー



かたお ひろと  
片尾 大翔 さん

※個人情報に配慮し、役場での写真販売は行いません

コロナ禍でもたくましく未来に向かっていく新成人たち。未来を支える若人の一層の飛躍に期待します。

1月10日（月・祝）、晴れやかな青空のもと、大山崎町では、162人が新成人として大人の第一歩を踏み出しました。会場の大山崎町体育馆では、華やかな着物や少しあ慣れないスーツと、少しの緊張感を身にまとったマスク姿の新成人たちが、「久しぶり！」「全然変わらないなあ」と言葉を交わし、旧交を温めています。

成人式式辞で、前川町長は門出を迎えた若人に「しっかりと挨拶をする、人に親切にするなど、小さなことでも一つひとつ積み重ねていけば、明るい未来につながるので、自分を信じ、自信をもつて歩んでいってください」と、エールを送りました。「新成人の誓い」では、新成人を代表して、片尾大翔さんが「毎年、テレビなどで新成人が：と、取り上げられていますが、私たちは、今、自分がやるべきこと、やらないといけないことをして、周りの新成人や子どもたちのお手本になれるようにしていきましょう」と述べました。

2022 成人式

※当日ご参加いただけなかった方に、案内ハガキと引き換えに記念品をお渡しします。

配布場所=役場 2階24番窓口 配布期間=～3月31日（火） 問=生涯学習課（内233・234）

## 相談はチャットボットや電話でもできます！

▶ チャットボットでの相談



税務職員ふたば  
ご質問を入力いただけ  
れば、AIを活用した  
「税務職員ふたば」が  
お答えします。

▶ お電話での相談

e-Taxの使い方  
(操作方法等)

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク  
(全国一律市内通話料金)

**0570-01-5901**

申告書の作成に  
当たってのご不明点等

所轄の税務署へお電話ください

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画をご案内しています

動画で見る確定申告



### ●医療費控除には領収書ではなく、「医療費控除の明細書」の添付が必要です

- 令和2年分の確定申告から、医療費の領収書を確定申告書に添付または提示して医療費控除の適用を受ける経過措置は終了しています。
- 医療費の領収書は提出せず、自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません）。
- 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます（医療費通知とは健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです）。
- (注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号部分にマスキング処理（番号等が復元できない程度に黒マジックなどで塗り潰すこと）をお願いします。

### ●公的年金等を受給されている方へ (申告が不要な場合があります)

- ①公的年金等の収入金額（複数の場合は合計額）が400万円以下で、かつ、②公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の方は、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。
- ※所得税および復興特別所得税の還付を受けられる方は、確定申告書の提出が必要です。
- ※所得税および復興特別所得税の確定申告が不要でも、町・府民税の申告が必要となる場合があります。



## 町・府民税(住民税)の申告

申告が必要な方

必要なもの

申告時の感染症対策に  
ご協力をお願いします

令和4年1月1日現在、町内に居住し、次のいずれかに該当する方は町・府民税の申告が必要です。ただし、所得税の確定申告をされる方は、町・府民税申告は不要です。

- ①給与所得者（パート・アルバイトを含む）で勤務先から町役場へ給与支払報告書の提出がない方
  - ②主たる給与所得以外の所得が20万円以下の方
  - ③公的年金収入が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の方
  - ④確定申告は必要ないが、医療費控除等の所得控除を受けたい方
- ※前年中に所得がなかった方や町・府民税が非課税となる方でも、次の方は町・府民税の申告が必要です。国民健康保険に加入されている方／福祉・公営住宅・教育関係の制度において所得の申告が必要な方／課税（非課税）証明書が必要な方など

- 本人確認書類（マイナンバーを確認できる書類と身元確認書類）
  - 前年中の所得を証明する書類（源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など）
  - 各種所得控除を受ける人は、前年中に支払った社会保険料、生命・地震保険料、寄付金、医療費控除の明細書、障害者手帳、学生証などの控除に係る事項を証明するもの
- ※医療費控除の申告をされる際は、領収書の添付は不要です。
- ただし、5年間は自宅で保存してください。

申告期限 令和4年3月15日火

問・提出先=税住民課 税務係 ☎956-2101 (内143・144)

## 今年の確定申告はe-Taxで!!

今年も確定申告の時期がきました。例年、申告書作成会場である西陣織会館は大変混雑します。密を避けるためにも、ご自宅から、金額等を入力するだけの簡単操作で申告書が作成できるe-Taxをご利用ください。

※国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」（下記のQRコードから読み取り）の案内に従いを操作してください

提出先・問=右京税務署（〒615-0007 京都市右京区西院上花田町10-1）☎311-6366

### e-Taxのメリット

- ①確定申告会場に行く必要がないので、感染リスクが軽減されます。
- ②添付書類と本人確認書類の提出が省略可能です。  
※申告内容によっては、添付書類の別途提出が必要になる場合があります。
- ③確定申告期は、24時間いつでも国税庁ホームページから送信でき、会場での待ち時間もありません。
- ④書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。

※e-Taxで送信する場合は、マイナンバーカードとマイナンバーカード読み取対応のスマートフォンまたはICカードリーダライタが必要です。マイナンバーカード等をお持ちでない方は、税務署で職員の対面による本人確認を行い発行されたIDとパスワード（「ID・パスワード方式の届出完了通知」に記載）があればe-Tax送信ができます。

スマホ申告もできます

国税庁「確定申告書等作成コーナー」▶



### 確定申告会場のお知らせ

会 場	西陣織会館 (京都市上京区堀川通今出川南入西側)
日 時	2月16日火～3月15日火 相談受付時間は9:00～16:00



会場地図

### ～確定申告会場での感染症対策にご協力ください～

- 会場の入場には「入場整理券」が必要です。なお、オンラインによる入場整理券の事前発行も行います。
- 来場者数によっては入場を制限するほか、早めに相談受付を終了する場合があります。
- ご来場の際は、マスクの着用をお願いします。マスクを着用されていない場合は入場をお断りすることがあります。
- 発熱等の症状がある方や体調のすぐれない方は、入場をお断りします。
- ボールペンなどの筆記用具・計算器具等はご持参ください。

# 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付を実施します。

## 給付対象者・受給権者

令和3年12月10日（基準日）において市町村の住民基本台帳に記録されている方で次の①または②に該当する世帯の世帯主  
①住民税非課税世帯（令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯）  
②家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、年収見込額が令和3年度の住民税非課税世帯と同様の事情にあると認められる世帯）  
※①②にかかわらず、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯は支給対象外です。

## 給付額

1世帯あたり10万円

※住民税非課税世帯、家計急変世帯問わず1世帯1回限りです。

## 申請および給付方法

・本町において課税状況が確認できる①の世帯について

2月初旬に確認書を送付します。確認書には、令和2年度に給付した特別定額給付金時の口座を記載しますので、記載内容をご確認いただき、同封の返信用封筒にてご返送ください。

※令和3年1月1日以降に本町に転入された方いる世帯など、本町において課税状況が確認できない住民税非課税世帯については、確認書の送付はしません。対象となる方は、別途申請書（令和3年1月1日時点でお住まいの市区町村

## 住民税非課税相当限度額一覧表

家族構成等	収入限度額	所得限度額
障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円
1人（本人のみ）	965,000円	415,000円
2人（扶養1人）	1,469,000円	919,000円
3人（扶養2人）	1,879,999円	1,234,000円
4人（扶養3人）	2,327,999円	1,549,000円
5人（扶養4人）	2,779,999円	1,864,000円

→他の給付金については、P25へ

## 税のお知らせ

見逃していませんか？

## 社会保険料控除

問=健康課 保険医療係 ☎956-2101（内114）

納付していただいた各種保険料は、社会保険料控除の対象です。

令和3年1月～12月（2021年中）に納付された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料が対象です。なお、納付額は次のもので確認できます。

口座振替をご利用の方	預金通帳
納付書払いの方	納付済みの領収書
特別徴収（年金からの天引き）の方	日本年金機構・各共済組合等から送付される「令和3年分公的年金等の源泉徴収票」

上記のものを紛失されて納付額が分からない方は、本人確認ができるもの（保険証など）をお持ちのうえ健康課 保険医療係、高齢介護係（役場1階3、4番窓口）にお越しください。

※令和3年6月～7月にお送りした「令和3年度各保

険税（料）の決定通知書」に記載している年税額は町・府民税の申告や確定申告には使えません（通知書に記載の年税額は令和3年4月～令和4年3月までの期間のものであり、申告の対象期間と一致しないため）。

※国民年金保険料も社会保険料控除の対象となります。  
詳しくは日本年金機構までお問い合わせください。

国民健康保険税 後期高齢者医療 保険料	健康課 保険医療係	☎956-2101 (内114)
介護保険料	健康課 高齢介護係	☎956-2101 (内137)
国民年金保険料	日本年金機構	☎0570-003-004 (ナビダイヤル) ☎03-6630-2525 (IP電話利用者)

## 高齢者等のおむつ代の医療費控除について

問・申請先=健康課 高齢介護係

☎956-2101（内137・139）

ねたきりの高齢者などがおむつを使用している場合、一定の条件を満たすと、確定申告の際に医療費控除の対象となります。

### \*控除を受けるのが初めての方は…

ねたきり状態であることおよび治療上おむつの使用が必要であることを確認するため、医師が発行した「おむつ使用証明書」と「おむつ代の領収書」を提出してください。

### \*控除を受けるのが2年目以降の方は…

2年目以降は、右記の要件全てに該当する方に限り、医師の証明なしで医療費控除が認められます。確定申告の際に必要な確認書は、健康課 高齢介護係（役場1階4番窓口）で発行します。

要件
要介護認定を受けている
主治医意見書の「障害高齢者の日常生活自立度（ねたきり度）」がB1、B2、C1、C2のいずれかである
主治医意見書の「尿失禁発生の可能性」欄が「あり」である
主治医意見書が、おむつを使用した当該年、その前年またはその前々年（現に受けている要介護認定の有効期間が13ヶ月以上であり、おむつを使用した当該年に主治医意見書が発行されていない場合に限る。）に作成されたものである

※全ての条件を満たさない場合は、従来どおり医師の発行した「おむつ使用証明書」での提出となります。

## 障害者控除対象者の認定について

問・申請先=健康課 高齢介護係

☎956-2101（内137・139）

障害者手帳の交付を受けていない方でも、介護保険の要介護（要支援）認定者で、認定調査票および主治医意見書で「障害者に準じる者」と認められる場合は、障害者控除の対象になります。確定申告、町・府民税申告の際に必要な認定書は、健康課 高齢介護係（役場1階4番窓口）で発行します。

認定の目安
（心身の状態に関する意見の欄中で、以下のいずれかに該当する方）
「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）」がA～C
「認知症高齢者の日常生活自立度」がII以上

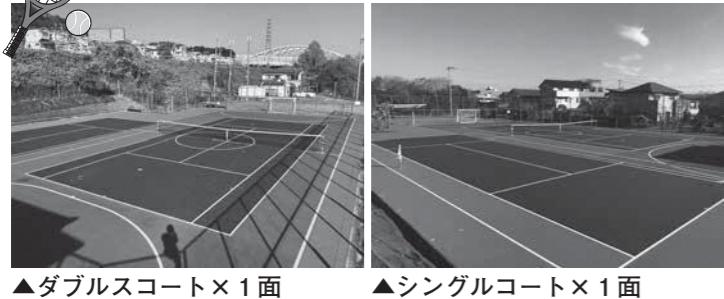


# 岩崎運動広場リニューアルオープン

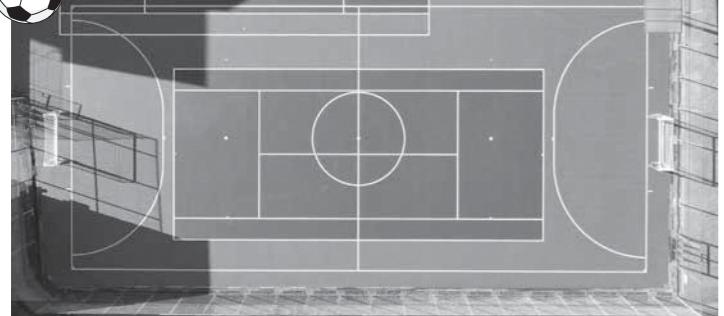
## ～多目的コートとして生まれ変わりました～

岩崎運動広場は昨夏から改修工事を実施していましたが、昨年末に完成し、今年1月に多目的コートとしてリニューアルオープンしました！

### テニスコート



### フットサルコート



岩崎運動広場 使用料金表

区分	使用日	金額 (1時間)
ダブルスコート	平日	500円
	土・日・祝日	1,000円
シングルスコート	平日	400円
	土・日・祝日	600円
フットサルコート	平日	900円
	土・日・祝日	1,600円
全面(その他)	平日	900円
	土・日・祝日	1,600円

問=大山崎町体育館 ☎956-0567

生涯学習課 生涯学習・スポーツ振興係 (内233)

### =使用方法=

#### ①使用許可申請書を窓口に提出

申請等窓口：町体育馆または役場24番窓口

※使用予定日の1カ月前から当日まで申請可  
(先着順)

※電話予約は不可 (空き情報の電話照会は可)

#### ②窓口で使用料を納付

→使用許可書兼領収書を発行しますので、使用  
当日お持ちください

#### ③使用当日に窓口\*で鍵を受取→使用→返却

※役場閉所時間は庁舎北側通用口の宿直室

### 【開場時間】

9月～5月 9:00～17:00

6月～8月 9:00～18:30

### 【休場日】

12月29日～1月3日

その他別に定める日



### New 岩崎運動広場のサポーターになろう！

岩崎運動広場では、気持ちよくスポーツを楽しむことができる環境を整えるため、定期的に清掃等の活動を行うサポーターを募集しています。

サポーターとして登録された団体は、定期的活動のため、2カ月先の予約が可能です。詳しくはホームページをご覧ください。



岩崎運動広場は、  
スポーツ振興くじ助成金  
を受けて改修整備しました。

## 地域の子育て助け合い

# ファミサボ<sup>®</sup> を利用しませんか

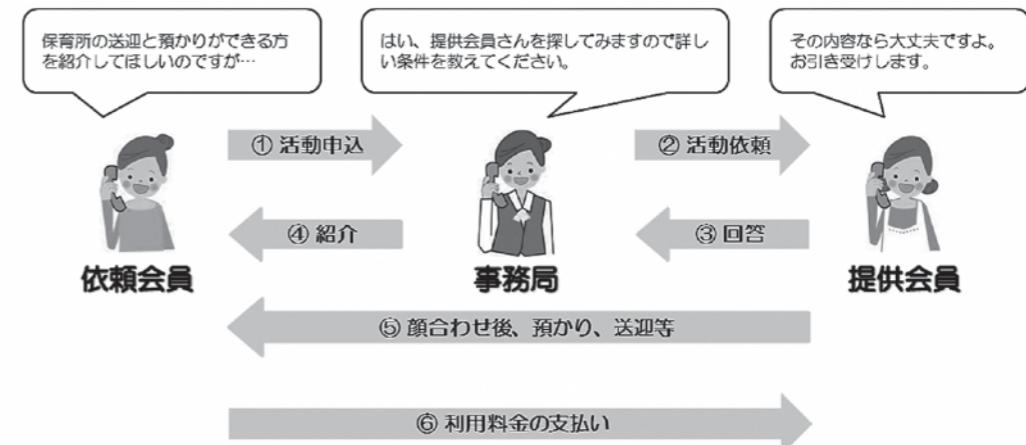


問=ファミリーサポートセンター  
事務局（福祉課 児童福祉係内）  
☎956-2101（内184）

### ■「ファミサボ」とは？

『週1回残業で、保育所のお迎えの時間に間に合わない。誰かに頼めたら…』『買い物に行く間、子どもをみてもらえた…』そんなとき、「近所で助けてくれる人がいればなあ。」という方と、「お困りなら、お手伝いができますよ。」という方をつなぐ役割をファミリーサポートセンター（ファミサボ）が担います。

### ■ファミサボのしくみ



### ■どんなことを依頼できるの？

①保育施設等の保育開始前や終了後、小学校の放課後や放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

②保育施設等までの送迎

③買い物等外出の際の子どもの預かり

④その他、センターが認める依頼会員の仕事と児童の両立のために必要な援助

※原則、援助活動は提供会員の家庭またはセンターが認めた公共施設で行います。

※宿泊を伴う援助活動は行うことができません。

### ■利用料金

利用料金は、活動終了後、依頼会員が提供会員へ直接お支払いください。

①平日 7:00～19:00 1時間 700円

②上記以外（早朝・夜間・土日祝日等）

1時間 800円

※病院代・おやつ・送迎にかかる交通費等は、実費分を依頼会員が負担してください。

### ■依頼会員も、提供会員も、まずは会員登録を！

○依頼会員も提供会員も、同センターに入会申込兼登録書（町ホームページや役場窓口に設置しています）を提出してください。両方登録することもできます。

○提供会員として入会・登録する方は、町が実施する講習を受ける必要があります。

### 【会員になるための要件】

○依頼会員（子育ての援助を受けたい方）  
・町内に居住し、生後6カ月から小学校6年生までの子どもの保護者であること

○提供会員（子育ての援助をしたい方）  
・町内に居住し、心身ともに健康で、積極的に援助活動を行うことができる20歳以上の方

・自宅で子どもを預かることができる方  
・講習会（町主催）を受講した方

● 提供会員 積極募集中！ ●  
子どもが好きな方、少し手が空いた方…地域ぐるみの子育てに、ぜひ力を貸してください。